（株式会社日本政策金融公庫法の一部改正）

第五十六条　株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）の一部を次のように改正する。

第六十三条第二項中「及び第三十八条の二」を「、第三十八条の二、第四十条の三の三及び第四十条の三の四」に改める。

（資金決済に関する法律の一部改正）

第五十七条　資金決済に関する法律の一部を次のように改正する。

第百十二条第十一号及び第十二号を次のように改める。

十一　準用金融商品取引法第三十七条の三第一項の規定に違反して、同項の規定による情報の提供をせず、又は虚偽の情報の提供をしたとき。

十二　準用金融商品取引法第三十七条の四の規定に違反して、同条の規定による情報の提供をせず、又は虚偽の情報の提供をしたとき。

（公文書等の管理に関する法律の一部改正）

第五十八条　公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一株式会社日本貿易保険の項の次に次のように加える。

金融経済教育推進機構	金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第百一号）

（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法の一部改正）

第五十九条　再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）の一部を次のように改正する。

第二条の二第四項中「第四条第一項第二十七号」を「第四条第一項第二十八号」に改める。

（刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の一部改正）

第六十条　刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）の一部を次のように改正する。

第百三十条（見出しを含む。）中「金融サービスの提供に関する法律」を「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」に改め、同条のうち金融サービスの提供に関する法律第八十五条から第八十八条までの規定、第九十条及び第九十一条の改正規定中「第八十五条から第八十八条まで」を「第百四十三条まで」に、「第九十条及び第九十一条」を「第百四十五条及び第百四十七条」に改める。

（孤独・孤立対策推進法の一部改正）

第六十一条　孤独・孤立対策推進法（令和五年法律第四十五号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第一項中「第四条第一項第三十四号」を「第四条第一項第三十五号」に改める。

附則第四条のうち内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四条第一項に一号を加える改正規定中「三十四　孤独・孤立対策」を「三十五　孤独・孤立対策」に改める。

（デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の一部改正）

第六十二条　デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和五年法律第六十三号）の一部を次のように改正する。

附則第十七条（見出しを含む。）中「金融サービスの提供に関する法律」を「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」に改め、同条のうち金融サービスの提供に関する法律第九十二条第三号の改正規定中「第九十二条第三号」を「第百四十八条第三号」に改める。

（金融庁設置法の一部改正）

第六十三条　金融庁設置法（平成十年法律第百三十号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中第二十七号を第三十号とし、第二十三号から第二十六号までを三号ずつ繰り下げ、第二十二号の二を第二十五号とし、第二十二号の次に次の二号を加える。

二十三　金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第百一号）第八十二条第一項に規定する基本方針の策定及び推進に関すること。

二十四　金融経済教育推進機構の業務及び組織の適正な運営の確保に関すること。

第四条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項に定めるもののほか、金融庁は、前条第二項の任務を達成するため、行政各部の施策の統一を図るために必要となる国民の安定的な資産形成（金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第二条第六項に規定する資産形成をいう。）の支援に関する施策の総合的な推進を図るための基本的な政策に関する事項の企画及び立案並びに総合調整に関する事務（内閣官房が行う内閣法（昭和二十二年法律第五号）第十二条第二項第二号に掲げる事務を除く。）をつかさどる。

第八条中「金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第百一号）」を「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」に改める。

第二十条第一項中「金融サービスの提供に関する法律」を「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」に改める。

第六十四条　金融庁設置法の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「第二条第六項」を「第一条の二第六項」に改める。

（内閣府設置法の一部改正）

第六十五条　内閣府設置法の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「次条第一項第二十八号」を「次条第一項第二十九号」に改める。

第四条第一項中第三十三号を第三十四号とし、第二十六号から第三十二号までを一号ずつ繰り下げ、第二十五号の次に次の一号を加える。

二十六　国民の安定的な資産形成（金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第二条第六項に規定するものをいう。）の支援に関する施策の総合的な推進を図るための基本的な政策に関する事項

第十一条中「第四条第一項第二十五号」の下に「及び第二十六号」を加え、「第四条第二項」を「第四条第三項」に、「及び」を「並びに」に改める。

第十一条の二中「第四条第一項第二十六号及び第二十七号」を「第四条第一項第二十七号及び第二十八号」に改める。

第十一条の三中「第四条第一項第二十八号から第三十号まで」を「第四条第一項第二十九号から第三十一号まで」に改める。

第四十一条の二第一項中「第四条第一項第三十一号」を「第四条第一項第三十二号」に改める。

第六十六条　内閣府設置法の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二十六号中「第二条第六項」を「第一条の二第六項」に改める。

（罰則に関する経過措置）

第六十七条　この法律（附則第一条第三号及び第四号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条及び次条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第六十八条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

第六十九条　政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律（以下この条において「改正後の各法律」という。）の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

内閣総理大臣　岸田　文雄
総務大臣　鈴木　淳司
法務大臣　小泉　龍司
財務大臣　鈴木　俊一
厚生労働大臣　武見　敬三
農林水産大臣　宮下　一郎
経済産業大臣　西村　康稔
国土交通大臣　斉藤　鉄夫